

議会運営委員会 H29.12.15(金)

開会 9:59
散会 10:04

1. 佐賀県議会議員の期末手当の改定について

(1) 佐賀県議会議員の期末手当の改定について

- 理事会において協議した結果、資料1、1-2の条例案について、自民党・県民ネットワーク、公明党、自民党・鄙の会、一真の会、壮三会の議員が提出者となり、提出することが報告された。

(2) 議員報酬等の一部改正条例（案）の取扱いについて

- 理事会における申し合わせのとおり、12月18日の本会議に上程し、その際の提出者説明、質疑、委員会付託及び討論は省略し、採決することが申し合わされた。

2. 委員長報告の順序について

- 「総務」「文教厚生」「農林水産商工」「県土整備・警察」の各常任委員会、12月14日に開催された「有明玄海・環境対策等特別委員会」、11月6日から11月17日まで開催された「決算特別委員会」の順と申し合わされた。

3. 意見書案・決議案の調整状況について

- 坂口祐樹委員が調整中と報告された。

4. 最終日（12月18日）の議事について

(1) 議案修正の有無について

- 各会派修正なしと報告された。

(2) 議案・請願の討論の有無について

- 自由民主党及び県民ネットワークは討論なし、諸会派は日本共産党が討論ありと報告された。

5. 次回議会運営委員会等の開催日時について

- 最終日（12月18日）の議会運営委員会の開催時間は午前10時、本会議の開議時間は午前11時目途と申し合わされた。

6. その他

- 本日の本会議の開議時間は、12月6日の議会運営委員会で午前11時目途と決まっている旨、確認された。

7. 執行部発言の①有無

- 政策部長から、「佐賀県議会議員として在職10年以上にわたり、県政の進展に寄与していただいた方々に対し、12月18日の本会議終了後、知事より感謝状の贈呈を行わせていただきたい。」との発言があり、感謝状の贈呈が行われることが確認された。

議第 号

佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）

（佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の一部改正）

第1条 佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例（昭和30年佐賀県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第3条 略</p> <p>2 前条に規定する期末手当の額は、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、同条例第17条第2項の規定の適用については同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は議員報酬の月額に当該議員報酬の月額に100分の30を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>第3条 略</p> <p>2 前条に規定する期末手当の額は、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、同条例第17条第2項の規定の適用については同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の175</u>」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は議員報酬の月額に当該議員報酬の月額に100分の30を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

第2条 佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第3条 略</p> <p>2 前条に規定する期末手当の額は、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、同条例第17条第2項の規定の適用については同項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の155</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の175</u>」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は議員報酬の月額に当該議員報酬の月額に100分の30を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>第3条 略</p> <p>2 前条に規定する期末手当の額は、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、同条例第17条第2項の規定の適用については同項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は議員報酬の月額に当該議員報酬の月額に100分の30を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

議第 号

No. /

2 第1条の規定による改正後の佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成29年12月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

理由

佐賀県議会議員の期末手当の支給割合を改定するため、佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

平成29年 月 日提出

提出者 別紙

資料 NO. / - 2